

平成28年度第1回栃木県子ども・子育て審議会 次第

日時：平成28年10月17日（月）14:00～

場所：栃木県庁本館6階 大会議室2

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

- (1) 教育・保育施設等事故検証部会の設置について
- (2) 「とちぎ子ども・子育て支援プラン」の進捗状況について
- (3) 児童処遇部会及び里親審査部会における議決等に係る報告について
- (4) 平成27年度栃木県内における被措置児童等虐待の状況について
- (5) 要支援児童放課後応援事業について
- (6) その他

4 閉 会

【配布資料】

- 資料1 教育・保育施設等事故検証部会の設置について
- 資料2 「とちぎ子ども・子育て支援プラン」の進捗状況について
- 資料3 児童処遇部会の概要及び審議結果について
- 資料4 里親審査部会の概要及び審議結果について
- 資料5 平成27年度栃木県内における被措置児童等虐待の状況について
- 資料6 要支援児童放課後応援事業について
- 資料7 とちぎ結婚支援センターの設置について
- 資料8 とちぎ保育士・保育所支援センターについて
- 資料9 保育士修学資金貸付等事業について
- 資料10 とちぎで妊娠・出産応援事業について



教育・保育施設等事故検証部会の設置について

平成 28 年 10 月 17 日
保健福祉部こども政策課

1 目的

検証は、教育・保育施設等における子どもの死亡事故等の重大事故について、事実関係の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するために行う。

※ 関係者の処罰を目的とするものではない。

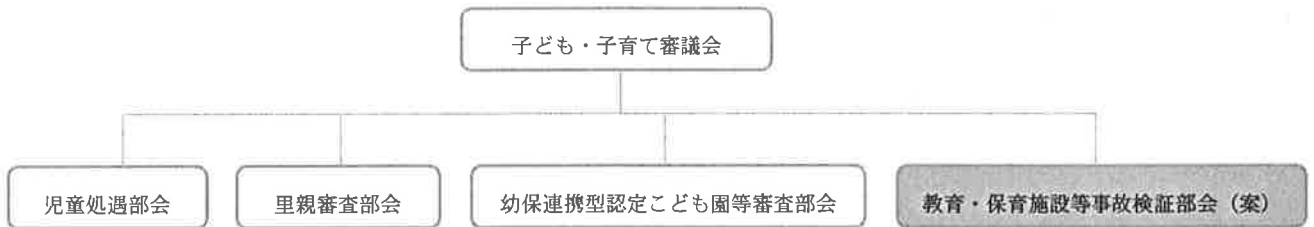
2 検証の実施主体

県は、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業における重大事故に関して検証を行う。

なお、施設型給付を受けない私立幼稚園については学校の設置者が検証を行うこととされているが、設置者からの求めにより、必要と認められる場合は、県が行う。

3 検証組織

栃木県子ども・子育て審議会に「教育・保育施設等事故検証部会（案）」を設置し、当部会が検証を行う。なお、必要に応じて関係者の参加を求めるものとする。



4 検証対象の範囲

死亡事故及び県が検証を必要と判断した重大事故（意識不明等）

5 検証方法

死亡事故の検証については事例ごとに行う。死亡事故以外の重大事故については、随時検証を行うことが困難な場合等は、複数例を合わせて検証を行う。

6 報告等

検証組織は検証結果及び再発防止のための提言をまとめ、県に報告する。

県はプライバシーに配慮の上、報告書を公表するとともに国に報告する。

県は報告書を踏まえ、必要に応じ、関係機関及び関係者に対して指導を行う。

教育・保育施設等事故検証部会 委員名簿（案）

No.	氏名	団体等名（役職等）	備考
1	浅井秀美	（一社）栃木県医師会（常任理事）	
2	川瀬善美	白鷗大学教育学部教授	臨時委員
3	中山昌樹	認定こども園あかみ幼稚園長	
4	増子孝徳	（弁護士）栃木県弁護士会	臨時委員
5	山村章子	元栃木県県民生活部次長兼文化振興課長	

（五十音順、敬称略）

栃木県子ども・子育て審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、栃木県子ども・子育て審議会条例（平成25年栃木県条例第51号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、栃木県子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 条例第5条第1項の規定により、専門的な事項等を調査審議させるため、審議会に置く部会は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第6項、第33条第5項及び第33条の15第3項に規定する事項並びに児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項に規定する事項 児童処遇部会
- (2) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第29条に規定する事項 里親審査部会
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項並びに児童福祉法第35条第6項に規定する事項 幼保連携型認定こども園等審査部会
- (4) 教育・保育施設等における死亡事故等の重大事故に係る再発防止策の検討に関する事項
教育・保育施設等事故検証部会

2 前項各号に掲げる部会以外の部会の設置及び廃止については、会長が審議会に諮って定める。

3 条例第5条第2項の規定により会長が部会に属すべき委員及び臨時委員を指名する場合には、当該部会の構成員の半数以上が委員となるようにしなければならない。

(部会の専決事項等)

第3条 条例第5条第6項の規定により部会の議決をもって審議会の議決とすることができる事項は、前条第1項に掲げる事項に係るものとする。

2 前条第1項各号に掲げる事項に係る議決をしたときは、部会長は、その旨を速やかに会長に報告するとともに、その直近に開催される審議会に報告するものとする。

3 第1項に規定するもののほか、会長は、審議会に諮って、必要と認められる事項について、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

4 第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(会議の公開)

第4条 審議会の会議は、公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、会長が審議会に諮って、これを公開しないことができる。

(1) 栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）第7条各号に定める情報に該当するものと認められる事項を審議する場合

(2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

3 部会の会議は、公開の議決をした場合を除き、非公開とする。

4 会長又は部会長は、会議又は部会を公開しないときは、その理由を明らかにしておかなければならない。

(持ち回り審議)

第5条 部会長は、緊急に部会の議決を得る必要があつて部会を開催するいとまがないときは、持ち回りの審議をもって議決を行うことができる。

(関係者からの意見の聴取等)

第6条 会長又は部会長は、必要と認めるときは、審議会又は部会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(議事録の作成)

第7条 会長又は部会長は、審議会又は部会の議事について、議事録を作成するものとする。
2 議事録には、会長又は部会長が指名する2人以上の委員又は臨時委員が署名するものとする。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、審議会又は部会の運営に関し必要な事項は、会長又は部会長が審議会又は部会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成25年10月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年12月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

「とちぎ子ども・子育て支援プラン」の進捗状況について

H28.10.17 こども政策課

栃木県では、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度を初年度とする栃木県子ども・子育て支援事業支援計画「とちぎ子ども・子育て支援プラン」（計画期間：平成27年度～31年度）を策定しています。

このプランの平成27年度の進捗状況について、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の規定に基づき公表するものです。

1 平成27年度の進捗状況

「とちぎ子ども・子育て支援プラン」では、目標年度である平成31年度の数値目標として、43の指標を設定しています。

平成27年度の進捗状況（一部集計中）をみると、平成27年度の目標値を達成し、又は基準値（前年度等）より改善したと評価できる項目が30項目（76.9%）、改善されていない項目が9項目（23.1%）となりました。




全体的には、目標とする子ども・子育て支援の環境整備はおおむね順調に進んでいると判断します。

「とちぎ子ども・子育て支援プラン」指標総括表

施策項目	目標 指標数	27年度目標値に対する達成状況		
				
共通（合計特殊出生率・子育てをしたいと思う親の割合）	2	1		
(1) 結婚を応援するための取組	1			1
(2) 母子保健対策の推進	8	2		3
(3) 地域における子ども・子育ての支援	16	8	5	3
(4) 子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境等の整備	4	3		1
(5) 子育て等を支援する生活環境の整備	1			1
(6) 仕事と生活との両立の支援	1	1		
(7) 子どもの安全の確保	2	2		
(8) 援護を必要とする子育て家庭等への支援	8	8		
計	43	25	5	9

※目標指標数43のうち、4指標については集計中（共通〈1〉、(2)母子保健対策の推進〈3〉）

【目標値に対する達成状況の区分】

区分	目標値達成度の判断
	目標値を達成した。
	目標値は未達成だが、前年度より改善した。
	目標値は未達成であり、前年度より改善していない。

各施策の進捗状況

(1) 結婚を応援するための取組 [: 1]

- ① 1指標中1指標で目標値を達成していません。
- ② 若者人口の減少や厳しい雇用状況、結婚するのが当たり前といった社会的圧力の低下などの要因により、我が国の婚姻件数は長期的な減少傾向にあり、本県でも減少している。婚姻率の上昇を目指し、新たに設置する「とちぎ結婚支援センター」を中心に、結婚支援の取組の充実を図って参ります。

(2) 母子保健対策の推進 [: 2 : 3]

- ① 5指標中2指標で目標値を達成しました。また、目標値が未達成であった3指標の内2指標が基準値と同じ実績値であるものの、1指標が改善していません。
- ② 目標値が未達成であった、乳児健診未受診率（3か月～5か月）、幼児健診未受診率（1歳6か月）、

幼児健診未受診率（3歳）については、未受診者の中には虐待リスクがあるケースがあることから、引き続き、市町における電話等での受診勧奨、必要に応じた訪問指導や育児相談等での対応により、受診率の向上に努めて参ります。

(3) 地域における子ども・子育ての支援 [🌸 : 8 🧑 : 5 🌂 : 3]

- ① 16 指標中8指標で目標値を達成しました。また、目標値が未達成であった5指標については基準値より改善しているものの、3指標が改善していません。
- ② 保育所等の待機児童数については、求職活動中やパートタイム等保育認定の要件が拡大され、申込人数が大幅に増加したことや、保育士確保が困難となってきていることなどにより、待機児童は増加しました。引き続き、各市町と連携しながら、保育所、認定こども園等の整備を促進することで受入枠を増やしていくとともに、とちぎ保育士・保育所支援センターの活用等により、保育士確保対策も講じ、待機児童の解消に努めて参ります。
- ③ 妊婦健康診査実施回数については、全市町で望ましい健診基準とされる14回分の公費負担がされており、引き続き、市町とともに受診等の啓発に努めて参ります。また、子育て短期支援事業（ショートステイ）実施箇所数については、近隣に児童養護施設等がない市町での実施が低調であり、引き続き、目標達成に向け市町と連携して参ります。

(4) 子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境等の整備 [🌸 : 3 🌂 : 1]

- ① 4指標中3指標で目標値を達成しましたが、1指標で目標値を達成していません。
- ② 異年齢・世代間交流の体験活動参加者数については、施設の主催事業が、天候の影響により、7回中止となり参加者が減少した。実施時期、広報の仕方等を工夫しながら、参加者増加に努めて参ります。

(5) 子育て等を支援する生活環境の整備 [🌂 : 1]

- ① 1指標中1指標で目標値を達成していません。
- ② 土地区画整理事業整備面積は計画通りですが、市街化区域等の面積が計画より増加している。引き続き、土地区画整理事業の整備を推進して参ります。

(6) 仕事と生活との両立の支援 [🌸 : 1]

- ① 1指標中1指標で目標値を達成しました。
- ② 企業の育児休業制度の整備率が増加傾向にあるなど職場環境の整備が推進され、男性の育児休業取得率は概ね順調に推移しています。

(7) 子どもの安全の確保 [🌸 : 2]

- ① 2指標中2指標で目標値を達成しました。
- ② 子供が関係する交通事故は減少傾向にありますが、引き続き、子供の交通安全に向けた取組について関係機関・団体とも連携して、積極的に実施して参ります。

(8) 援護を必要とする子育て家庭等への支援 [🌸 : 8]

- ① 8指標中8指標で目標値を達成しました。
- ② 里親新規開拓や里親支援体制の強化、家庭的養護推進計画に基づいた箇所数の増に努めていくとともに、父子家庭への相談支援件数については、母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正により、父子家庭への支援が強化されたことが要因と史料されますが、関係機関と連携を図りながら、援護を必要とする子育て家庭等への支援に努めて参ります。
- ③ 障害児通所支援事業の必要量については、利用者・事業所ともに増加し、児童発達支援及び放課後等デイサービスともに目標値を上回る実績となりました。今後も需要の増加が予想されることから、市町と連携し、適切なサービスの確保を図って参ります。




2 今後の対応


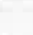

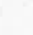


















平成28年度の目標に向けて、すべての項目が達成できるよう努めて参ります。

とちぎ子ども・子育て支援プランにおける各種施策の着実な取組により、結婚、妊娠・出産、子育てを切れ目なく支えることにより、子育てに夢を持ち、次代を担う子どもたちを安心して生み、一人ひとりの子どもたちが大切に育てられ、そして健やかに成長することができる環境づくりを総合的に推進して参ります。

とちぎ子ども・子育て支援プラン 指標一覧

H27(目標年度)評価




-  =年度目標値を達成した。
-  =年度目標値は未達成だが、前年度より改善した。
-  =年度目標値は未達成であり、前年度より改善していない。

施策	施策内容	目標設定指標		基準値	H27	H31	H27	所管課		
		単位	目標値		実績値				目標値	評価
共通(施策1~施策8)		1	合計特殊出生率	—	1.43	上昇を目指す 1.48	上昇を目指す			
		2	栃木県(市町)で子育てをしたいと思う親の割合	%	91.9	92	93.0			
1	(1) 出会いを応援する施策の充実 (2) 地域全体で結婚を応援する気運の醸成 (3) 若者の就労支援等	3	婚姻率	%	5.2	上昇を目指す 4.9	上昇を目指す			
2	(1) 妊産婦・乳幼児への保健対策の充実 (2) 学童期・思春期からの保健対策の推進 (3) 健やかな成長・発達のための関係機関の連携強化	4	全出生数中の低出生体重児(2,500g未満)の割合	%	10.5	減少を目指す	減少を目指す			
		5	妊娠・出産について満足している者の割合	%	69.0	71.0	75.0			
		6	乳児健診未受診率(3か月~5か月)	%	2.4	2.4 2.6	2.0			
		7	幼児健診未受診率(1歳6か月)	%	3.2	3.1 3.2	2.5			
		8	幼児健診未受診率(3歳)	%	4.1	4.0 4.1	3.5			
		9	むし歯のない3歳児の割合	%	80.2	83.0 83.0	83.0			
		10	育児期間中の両親の喫煙率	父	%	44.7	42.0	30.0		
				母	%	8.7	8.4	6.0		
		11	児童・生徒における肥満児の割合(小学校5年生の肥満傾向児出現率)	%	12.8	12.5 12.0	12.2			
		3	(1) 社会全体の意識の醸成 (2) 地域における子ども・子育て支援サービスの充実 (3) 児童の健全な育成	12	保育所待機児童数	人	66	ゼロを目指す 250	ゼロを目指す	
				13	教育・保育施設等の定員数	人	63,275	70,598 78,395	71,670	
14	認定こども園の設置数			箇所	26	55 56	126			
15	特定教育・保育及び特定地域型保育の従事者数			人	8,963	9,081 9,290	7,924			
16	利用者支援事業実施箇所数			箇所	10	33 24	38			
17	地域子育て支援拠点事業実施箇所数			箇所	125	189 186	191			
18	妊婦健康診査実施回数			人	201,889	204,843 190,291	189,669			
19	乳児家庭全戸訪問事業実施人数			人	15,374	15,059 14,884	13,585			
20	子育て支援訪問事業実施人数			人	4,438	4,418 5,015	4,474			
21	子育て短期支援事業(ショートステイ)実施箇所数			箇所	14	16 11	16			
22	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)利用人数(就学児のみ)	人	14,068	26,436 18,371	33,673					

こども政策課

とちぎ子ども・子育て支援プラン 指標一覧

H27(目標年度)評価

-  =年度目標値を達成した。
-  =年度目標値は未達成だが、前年度より改善した。
-  =年度目標値は未達成であり、前年度より改善していない。

施策	施策内容	目標設定指標		基準値	H27	H31	H27	所管課		
		単位	実績値		目標値				評価	
3 地域における子ども・子育ての支援	(1) 社会全体の意識の醸成 (2) 地域における子ども・子育て支援サービスの充実 (3) 児童の健全な育成	23	一時預かり事業等利用人数	人	993,381	1,298,561 1,330,324	1,302,810		こども政策課	
		24	時間外保育実施箇所数	箇所	293	312 330	342			
		25	病児保育等実施箇所数	箇所	51	57 55	69			
		26	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）実施箇所数	箇所	479	539 543	624			
		27	学校給食における地場産物の活用割合	%	28.6	28.9 36.8	30.0			健康福利課
		4	子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境等の整備	(1) 次代の親の育成 (2) 学校等における教育環境等の整備 (3) 家庭や地域の教育力の向上 (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	28	異年齢・世代間交流の体験活動参加者数	人	5,866		5,966 5,690
29	スクールカウンセラー配置小・中学校数（公立）	校	377		409 410	433		学校教育課		
30	家庭教育関連研修修了者数	人	2,043		2,163 2,192	2,403		生涯学習課		
31	薬物乱用防止広報車「きらきら号」による薬物乱用防止教室の実施回数	回	287		現状維持 294	現状維持		少年課 （警察本部）		
5	子育て等を支援する生活環境の整備	(1) 良好な居住環境の整備 (2) 安心して外出できる環境の整備	32		市街地のうち、道路公園等が整備され、安全で住みやすい市街地面積の割合	%	24.5	24.6 24.5	24.7	
6	仕事と生活との両立の支援	(1) 働き方の見直し (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備	33	男性の育児休業取得率	%	1.9	3.0 4.3	7.0		労働政策課
7 子どもの安全の確保	(1) 総合的な交通安全対策の推進 (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 (3) 防災対策の推進	34	幼児から中学生までに対する交通安全教育の実施回数	回	1,478	現状維持 1,544	現状維持		交通企画課 （警察本部）	
		35	警察スクールサポーター等による子どもに対する防犯講話の実施回数	回	849	現状維持 947	現状維持		生活安全企画課 （警察本部）	
8 援護を必要とする子育て家庭等への支援	8-1 援護を必要とする子ども・保護者等への支援の推進	36	里親等委託率	%	17.2	18.7 21.0	24.6		こども政策課	
		37	ファミリーホーム設置箇所数	箇所	3	3 5	11			
		38	小規模グループケア実施箇所数	箇所	34	34 34	36			
	8-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	39	障害児通所支援事業の必要量（児童発達支援（医療型を含む。））	人	—	1,182 1,207	1,271		障害福祉課	
		40	障害児通所支援事業の必要量（放課後等デイサービス）	人	—	1,005 1,184	1,143			
	8-3 子どもの貧困対策の推進	41	父子家庭への相談支援件数	件	101	120 163	200		こども政策課	
		42	母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援講習会受講者数	人	85	90 120	110			
		43	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	%	83.3	上昇を目指す 88.1	上昇を目指す			保健福祉課

注1) 「基準値」については、指標13～26が平成26年度見込値、その他の指標（指標1～2、31、34～35は除く。）は平成25年度実績値
 注2) 指標1～2、31、34～35の「基準値」及び「目標値」は暦年値（「基準値」は平成25年度実績値）
 注3) 15については、見込みの数
 注4) 指標39～40は、栃木県障害福祉計画に基づく数字。また、「目標値」は、平成29年度の数字

栃木県子ども・子育て審議会児童処遇部会の概要及び審議件数について

こども政策課

1 児童処遇部会の概要

以下の案件に関して、栃木県子ども・子育て審議会運営要領第2条に規定する審議及び審査を行う。

(1) 児童の施設等入所に係る審議（新規・更新）（児童福祉法第27条第6項関連）

主に、児童虐待案件での児童福祉施設入所や里親委託等に関して、保護者の同意が得られない場合に、家庭裁判所に施設入所等の申立をすることの是非について審議を行う。当該入所が認められた場合にも、2年間の期限があるため、更新の申立が必要である場合にも審議を行う。

(2) 被措置児童等虐待に係る審議（児童福祉法第33条の15第3項関連：平成21年10月27日～）

施設、里親等に措置されている児童について、職員や里親等からの虐待の疑いがある場合の県の対応について答申を行う。

(3) 重大事例の検証（児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項関連：平成21年10月27日～）

児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、事実の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するための検証を行う。

(4) 一時保護に係る事項の審議（児童福祉法第33条第5項関連：平成24年4月1日施行）

一時保護中の児童に関して、2か月を超えて一時保護を行おうとするとき、保護者の同意が得られない場合に、2か月を経過するごとに延長の是非について審議を行う。

2 審議結果

年度	開催数	審議事項 1.の(1)から(4)	審議件数	承認 件数
平成26年度	7回	(1) 施設等入所に係る審議	3件	3件
		(2) 被措置児童等虐待	2件	—
		(3) 重大事例の検証	4件（前年度の1件を1回、新規3件を6回審議）	—
		(4) 一時保護に係る事項の審議	2件	2件
平成27年度	9回	(1) 施設等入所に係る審議	12件	10件 （2件は継続審議）
		(2) 被措置児童等虐待	3件	—
		(3) 重大事例の検証	2件（新規2件を6回審議）	—
		(4) 一時保護に係る事項の審議	14件	14件
平成28年度 （8月迄）	5回	(1) 施設等入所に係る審議	8件	8件
		(2) 被措置児童等虐待	3件	—
		(3) 重大事例の検証	4件（前年度の2件を2回、新規2件を3回審議）	—
		(4) 一時保護に係る事項の審議	7件	7件

栃木県子ども・子育て審議会里親審査部会の概要及び審議結果について

こども政策課

1 里親審査部会の概要

児童福祉法第6条の3に規定する里親の認定のため、栃木県子ども・子育て審議会運営要領第2条に規定する審議及び審査を行う。

2 審議結果

年度	開催日	審議件数	承認件数
平成 26 年度	7月18日	14件 養：12件、縁：12件（うち10件重複）	12件 （1件不承認、1件保留→取り下げ）
	12月22日	17件 養：13件、縁：10件（うち6件重複）、 専：1件	16件 （1件保留→H27承認）
平成 27 年度	7月22日	17件 養：11件、縁：13件（うち9件重複）、 専：2件	17件
	12月18日	15件 養：14件、縁：11件（うち11件重複）、 専：1件	15件
平成 28 年度	7月22日	12件 養：9件、縁：8件（うち7件重複）、 親：2件	12件

※養とは養育里親、縁とは養子縁組里親、親とは親族里親、専とは専門里親のこと。

平成27年度栃木県内における被措置児童等虐待の状況について

平成28年10月17日
 栃木県保健福祉部こども政策課

1 趣旨

平成27年度中、県において把握された「児童福祉施設等従事者等による被措置児童等虐待」の状況を公表するもの。

(※「施設職員等による被措置児童等虐待」の状況については、「児童福祉法（S22.12.12施行）」第33条の16及び「同法施行規則（S23.3.31施行）」第36条の30により公表が義務づけられている。)

2 対象期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

3 調査結果等

(1) 被措置児童等虐待対応の状況

項目	件数
届出・通告受理件数	3件
事実確認調査状況	3件

(2) 公表の対象となる虐待及び施設等の種別等

項目		調査結果
虐待を受けたと判断された件数		1件
被虐待児童		小学3年・男子児童1名
虐待種別	身体的虐待	1件
	性的虐待	0件
	心理的虐待	1件
	ネグレクト（養育放棄）	0件
虐待があった施設等の種別		児童養護施設
虐待を行った施設職員等の職種		指導職員

4 被措置児童虐待に対して県が講じた措置

当該施設長に対して被措置児童等虐待を予防するため再発防止策に関する報告を求め、その後具体的にどの様に改善されたか等について、施設訪問の上確認した。

要支援児童放課後応援事業の検証について

H28. 10. 17 保健福祉部こども政策課

1 検証

要支援児童放課後応援事業は、平成 26 年度から 28 年度までのモデル事業として実施しており、今年度が最終年度となることから、事業の効果等を測定するため、以下のとおり検証を行った。

- ・方法及び対象者：①無記名アンケート調査（28 年 3 月）
事業を利用している児童・生徒 28 名、保護者 17 名、学校 19 校
- ②ヒアリング（28 年 7 月）
3 市担当者及び 3 事業運営団体

2 事業の評価

(1) 事業実施による効果

- ア 事業を利用した児童が、細やかな支援を受けることでネグレクト状況を脱し、在宅での生活を継続することができた。
- イ 地域のボランティアや食材等を寄附する方など、事業に関心を持つ方が増え、地域で子どもを支援していくという意識が高まり、居場所としての機能が確立されてきている。
- ウ 支援を受けている児童や保護者には次のような変化がみられた。
 - ・食事や入浴、汚れた衣服を洗濯すること等当たり前の生活を経験できたことによって、自宅での生活も改善された。
 - ・安心して過ごせる場所ができたことで、不安な気持ちが和らぎ、自己肯定感が生まれた。
 - ・子どものことに無関心であった保護者が、子どもに関心を持つようになった。

(2) 事業実施上の課題

- ア 対象児童には、被虐待児、不登校児等課題を抱えた児童が多く、それらの児童や保護者への対応には高い専門性が求められ、事業の担い手が増えていかない。
- イ 学校への迎え、自宅への送りを支援員が行っており、送迎の負担が大きい。
- ウ 保護者と直接接触することは少ないことから、保護者の養育相談や悩み相談まで行うのは難しい。
- エ 子どもの居場所事業としては対象者が限定されている。中学生の参加が少ない。

学校、市、事業運営団体等関係機関が連携した支援体制が構築され、事業を利用する児童にとって安心して過ごせる居場所となっており、児童虐待防止を推進していく上で重要な事業となっている。

3 今後の方向性

○居場所づくりの推進へ

子どもの貧困対策が喫緊の課題となっていることから、児童虐待防止の観点に加え、ひとり親家庭等の様々な困難を抱える子どもたちを地域で見守る拠点としての“子どもの居場所づくり”を推進していく必要がある。

○取り組みやすい事業へ

送迎の負担が大きいことや対象児童が限定されていることから、モデル事業の主旨を核としながら、対象児童の範囲や事業の内容について検討を加えていく必要がある。

○担い手の支援へ

本事業を拡充するためには、支援する側の専門性の向上や、事業の担い手の育成をしていく必要がある。

事業の概要

○目的

養育放棄（ネグレクト）等の状況にある要支援児童に、放課後その地域において、愛着の対象となる安心できる大人とのふれあいや交流等を図りながら、保護者の機能を補完し、健全な家庭の養育を経験・学習させることで健全な成長と自立を促し、併せて養育放棄等の虐待の世代間連鎖の防止に資すること目的とする

○実施主体

市町（宇都宮市、小山市、那須塩原市においてモデル事業として実施）

○内容

養育放棄等の状況にある小・中学生に放課後の居場所を提供するとともに、以下の支援を行う

- ・ 基本的生活習慣や食習慣習得のための支援（食事、入浴、洗濯等）、宿題等の学習支援、送迎
- ・ 保護者の養育相談や悩み相談

○実施期間 平成26年度～28年度

○補助率 県：1/2 市町：1/2

○事業費 平成28年度事業費ベース 23,832千円（一箇所あたり 7,944千円）

○実施状況

実施市	宇都宮市	小山市	那須塩原市
運営団体	特定非営利活動法人 青少年の自立を支える会	特定非営利活動法人 サバイバル・ネット・ライフ	特定非営利活動法人 キッズシェルター
居場所の名称	月の家	こどもクラブ「シリウス」	にじのいえ
開設時間等	・月曜日～金曜日 放課後～21:00 ・土曜日、祝日 10:00～18:00	・月、火、木、金曜日 放課後～19:00	・月、火、水、金曜日 14:00～19:00
開設場所	宇都宮市清住	小山市天神町	那須塩原市高柳
支援体制	・2名の常勤スタッフ ・ボランティアと学生アルバイトを活用	・4名のスタッフ （常時2名を基本） ・夏休み等はボランティアを活用	・2名の常勤スタッフと4名の生活指導員（常時5名を基本） ・学習ボランティアを活用
支援児童数 (H26～28)	49名 （うち中学生6名）	31名 （うち中学生4名）	24名 （うち中学生7名）

とちぎ結婚支援センターの設置について

1 設置の趣旨

20～30代の未婚者の8割程度が結婚を望んでいる一方で、未婚の理由に「適当な相手に巡り会わない」や「異性とうまく付き合えない」が挙げられているなど、幅広い出会いの機会の創出や結婚・交際に関する様々な相談ができる総合窓口の設置が求められている。

このため、とちぎ未来クラブで実施している出会いの場の創出や縁結びサポーターによる支援に、新たにマッチングシステムによる会員登録制のパートナー探しの機能を加えた「とちぎ結婚支援センター」を設置する。

2 とちぎ結婚支援センターの概要

(1) 開設時期・体制等

- ① 実施主体 とちぎ未来クラブ
- ② 時期等 平成28年12月設置（センター職員が勤務開始）
平成29年1月オープン予定（県民の利用開始）
- ③ 設置場所 明治安田生命宇都宮大通りビル 6階
宇都宮市大通り2-1-5
※平成29年度以降、サテライトの設置に向け、設置箇所数や場所、費用負担等について市町と協議していく
- ④ 管理運営 民間等委託（受託者：株式会社下野新聞社）
- ⑤ 運営費 県・市町の負担金、各種団体・企業等の協賛金、会員の入会登録料
- ⑥ 入会登録料 10,000円（2年間有効）

(2) 主な業務内容

- ① 会員登録制によるパートナー探しのサポート（新規）
結婚相手をマッチングシステム検索により紹介するサービスの提供。
- ② 出会いイベント等による婚活支援
イベントやセミナーを開催（主催及び共催）し、未婚者の出会いの場を提供。
- ③ 地域結婚サポーター及び企業内結婚サポーターによる婚活支援
 - ・地域結婚サポーターによる結婚相談及び出会いイベント情報等の提供。
 - ・縁結びサポーターによる個別マッチングのサポート支援。
 - ・企業内結婚サポーターによる企業内の未婚従業員に対する出会いイベント情報の提供など。

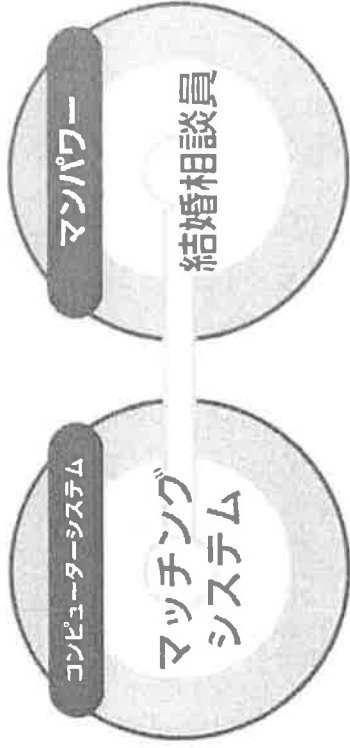
マッチングシステムによる結婚支援の流れ

マッチングシステムによる結婚支援

マッチングシステムとサポーターの両輪が支援

1対1のお見合い型の出会いを支援するため、希望する相手との引き合わせと交際までのフォローを行い、結婚までの支援を行うことのできるマッチングの仕組みを構築します。

コンピューターによる「マッチングシステム」および、引き合わせから成婚をフォローする「結婚相談員」、2つの車輪を組み合わせ、巴源かつ効果的な支援を行ってきます。



● 運用しやすく、誰でも簡単に利用出来るマッチングシステム

事務の流れに沿ったシステムのワークフロー機能により、事務処理の画一化、手作業の自動化、事務処理の省力化を行います。事務作業の凡ミスを防止し、進捗状況も容易に管理できるため、業務の円滑化と効率化が図れます。

システム

パソコン、
携帯から
簡単予約！

会員登録申込み・来所予約

システムで登録申し込み～来所予約が完了する為、電話等でのやり取りが必要ありません。

システム

プロフィールを
入力したら
登録完了！

来所会員登録（登録料の徴収）

本人確認や利用規約の説明・同意を行っていただく為、センターでの登録となります。
※成婚履歴と登録料はご持参いただきます。

システム

結婚相談員

回答記録の
メールが送信
されます

お引き合わせの
申し込みにご回答

回答待ち

お引き合わせの申し込み状況はシステムより確認ができます。

結婚相談員

日程調整

お引き合わせ

お引き合わせが成立すると、結婚相談員が日程調整を行います。お引き合わせ後、結婚相談員のフォローが始まります。

システム

この人と
会ってみたい！

ipadで
ラクラク検索！

お相手閲覧・申込み

申込通知や受諾回答はシステムからメールで即座に行うため、引き合わせ調整までの期間が短縮されます。また送信忘れや間違いもありません。

*ご本人がi-padなどの端末で簡単に検索！

*ブックマーク機能を設定し、閲覧時の操作性を向上！

結婚相談員

システム

私がお二人を
フォローします！

フォロー

実際の状況確認・相談等、カップルを成婚に導くようにアドバイスを行います。

結婚相談員

システム

お引き合わせの
申し込みにご回答

成婚退会（報告・記念品贈呈）

成婚の場合は、自動的に退会処理が行われます。不成立のときは、システムに結果を登録し、再びプロフィールがアップされます。

「とちぎ保育士・保育所支援センター」について

1 趣旨・目的

本県においても保育士不足が顕在化し、保育所等において必要な保育士を確保できず、保育士不足が待機児童発生の要因の1つにもなっていることから、2名のコーディネーターを配置し、潜在保育士を中心とした保育士に特化した就職相談や就職のあっせん、再就職支援等を行う「とちぎ保育士・保育所支援センター」を設置した。

2 実施者、委託先等

(1) 実施者

県と宇都宮市の共同設置

(2) 委託先

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会

(3) 委託料

8,600千円（県6,020千円、宇都宮市2,580千円）

3 設置場所

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会（福祉人材・研修センター）内
（宇都宮市若草1-10-6とちぎ福祉プラザ内）

4 開所時間等

月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで（ただし、第3土曜日は開所する。）

5 事業内容

実施する主な事業は、次のとおりである。

(1) 就職相談、無料職業紹介等

(2) 保育士データベースに基づく情報発信等

(3) 合同就職相談会の実施

(4) 潜在保育士再就職支援セミナーの実施

(5) 事業者向けセミナーの開催

(6) 関係機関（市町、栃木県労働局、教育・保育関係団体、指定保育士養成施設等）との連携会議の開催

6 職員の配置

2名の保育人材コーディネーター*を配置

* 保育士資格及び保育所における勤務経験を有する者

とちぎ保育士・保育所支援センター（福祉人材・研修センター内）に求職登録。ご希望の職種・条件をご登録いただけます。登録すると就職活動へのメリットがたかさん！

福祉のお仕事

福祉のお仕事

<http://www.fukushi-work.jp/>



「求職者マイページ」に登録すると、さらに効率的にお仕事探しができます！詳しくはこちらをクリック

“求職登録のメリット”

- ①ご希望条件に近い求人票が出た場合には、随時ご案内します。
- ②ご希望の求人票に対して、紹介状の発行や面接日の日程調整を行います。
- ③「求人情報誌」（毎月15日発行）をご自宅にお送りします。
- ④一定の条件に該当する方は、再就職準備のための貸し付けが受けられます。（一定期間就労で返還免除）

とちぎ保育士・保育所支援センター

（福祉人材・研修センター内）

利用時間

月曜～金曜：第3土曜 9：00～17：00
※土・日・祝・年末年始(12/29～1/3)はお休みです。

交通機関

- ① JR 宇都宮駅から関東バス「清住町経由細谷車庫」行き「戸祭」下車（乗車時間約 25 分）、徒歩約 8 分
- ② JR 宇都宮駅から関東バス「西福田経由宝木団地」行き「福祉プラザ」下車（乗車時間約 25 分）、すぐ
- ③ JR 宇都宮駅から関東バス「山王団地」「右那田」「日光東照宮」行き「長岡街道入口」下車（乗車時間約 25 分）、徒歩約 5 分
- ④ 東武宇都宮駅から関東バス「東武駅前」から乗車、運行先及び下車場所は①・③と同じです。（乗車時間約 20 分）

自家用車

東北自動車道宇都宮インターから約 15 分
鹿沼インターから約 20 分



〒320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ 3 階
TEL 028-307-4194 FAX 028-623-4963
https://www.tochigi-hoikushi-center.org/

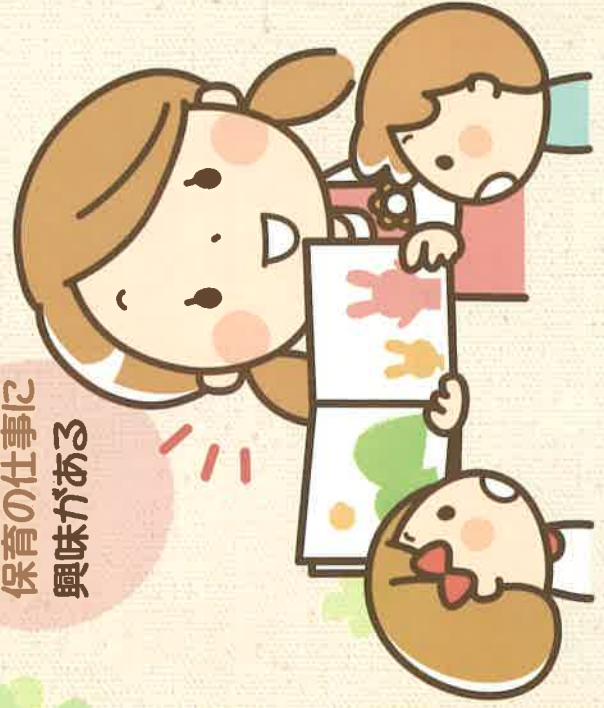
とちぎ保育士・保育所支援センター
<https://www.tochigi-hoikushi-center.org/>
とちぎ保育士・保育所支援センター

とちぎ保育士・保育所支援センター



もう一度
保育の仕事をしてみたい

保育の仕事に興味がある



そんな方々を応援します！

社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会
福祉人材・研修センター内

とちぎ保育士・保育所支援センターって？

とちぎ保育士・保育所支援センターは、「保育の仕事をしたい方」と「人材を求める保育の職場」をつなぐ無料職業紹介事業を中心に、保育の仕事に関する各種相談や情報提供、就職支援事業などを行っています。

栃木県及び宇都宮市からの委託を受け、栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターに設置されています。



とちぎ保育士・保育所支援センター (福祉人材・研修センター内)

- 紹介対象となる職種
 - 保育教諭を含む保育士



窓口では専門スタッフがひとりひとりと丁寧に対応いたします。求職者の方ももちろん、保育の仕事に興味のある方ならどなたでもお気軽にお越しください。

とちぎ保育士・保育所支援センターでは次のような事業を行い保育士になりたいあなたをサポートします！

● 保育の仕事についての個別相談

保育士資格を持った「保育人材コーディネーター」が、再就職をご希望の方や「就職はまだ…」と悩む保育士の方々の各種相談に応じます。

● 就職フェアの開催

県内各エリアで、保育所等の就職フェアを開催します。開催エリアの事業所が多く参加し、採用担当者から勤務条件や施設の様子などを直接聞くことができます。

● セミナーの開催

再就職を希望される保育士の方々のブランクなどによる不安を解消するため、セミナーを開催します。また、保育所にお勤めの保育士の方々の就労継続に向けたセミナーを開催します。

● 就職準備金等の貸付事業

一定の要件を満たす方が県内保育所等に再就職する際に必要な費用を無利子で貸し付けます。県内保育所等に一定期間勤務した場合、返還が全額免除されます。

● 保育のお仕事に関する情報提供

「とちぎ保育士サポートシステム」にご登録いただいた保育士の方に就職相談会やセミナーの開催情報をメールにて配信します。

まずは情報収集



就職に向けて情報提供を受けたい方は、とちぎ保育士サポートシステムに登録♪

ご登録いただくと、以下のような情報提供を受けられます。

“サポートシステム登録のメリット”

- 県内の保育所等の就職フェアの開催情報の案内
- 未経験の方やブランクの長い方への職場復帰セミナーの案内
- 再就職に向けた各種制度の案内
- 県内市町からの保育士有資格者向けの情報提供の案内

保育士修学資金貸付等事業(保育人材確保推進事業)

資料 9

保健福祉部 こども政策課

No.	事業名	実施主体	制度の趣旨	貸与額	貸与年数	返還免除条件	予算額(単位:千円)	事業年度
1	保育士修学資金貸付事業費		指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対して、修学資金の貸付けを行う。	<ul style="list-style-type: none"> 月額最高5万円 入学時に、20万円を加算 卒業時に、20万円を加算 	2年間を限度	本県内の保育所等において、保育士として5年間従事したとき。	227,880	H29～H30
2	保育補助者雇上支援事業費		<p>保育士の労働環境改善等に取り組みとして、保育士資格を持たない保育補助者を雇上げた事業者に対して必要な費用の貸付けを行う。</p> <p>※保育補助者とは、保育士の補助業務を行う者(例:保育日誌の記入、行事の準備、保育士と共同で保育の実施等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 月額最高295.3万円/人 年額最高221.5万円/人 	3年間を限度	保育補助者が、3年以内に保育士資格を取得した場合等	380,051	H29～H30
	H28年度9月補正拡充分	栃木県社会福祉協議会 ※補助割合 県 1/10	施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が2割以上の保育所等について、短時間勤務の保育補助者を追加配置できるよう、雇上費の貸付けを拡充する。	<ul style="list-style-type: none"> 月額最高2.7万円 	1年間を限度	当該保育所等において、保育士として2年間従事したとき。	141,134	H28～H30
3	未就学児をもつ潜在保育士に対する保育所復帰支援事業費		未就学児を養育する潜在保育士が保育所等に勤務する場合、その児童を優先的に保育所等に入所させ、かつ保育士が支払う保育料の一部の貸付けを行う。	<ul style="list-style-type: none"> 20万円(1回を限度) 	-	当該保育所等において、保育士として2年間従事したとき。	126,180	H28～H30
4	潜在保育士の再就職支援事業費		潜在保育士が保育士として保育所等に勤務することが決まった場合、就職準備金(※)の貸付けを行う。 (※)例:借舎借上げ費用や通勤用の自転車購入費用等	<ul style="list-style-type: none"> 20万円増額 (貸付上限額20万円→40万円) 	-		H28.9月補正分 126,180	
	H28年度9月補正拡充分							

とちぎで妊娠・出産応援 ベビ待ちカップル 妊活×仕事徹底ガイド

各回 男女 **200** 名様
入場無料
※事前申込が必要です

栃木県では「とちぎで妊娠・出産応援事業」として、「妊活」についてのシンポジウム(講演・パネルディスカッション)を県内3箇所で開催します。
各回テーマを設けて「妊活」に関する正しい知識を知り、さらに仕事との両立について考えます。
働きながら妊活している方、結婚や出産を意識している方など、お気軽にご参加ください。



第1回 宇都宮市

～テーマ～
ステップ1 正しい知識で
正しい妊活をしよう
仕事と休息・体づくり

日程 2016年10月2日(日)
PM1:00～PM4:00
(PM12:30より受付)

会場 宇都宮東武ホテルグランデ
栃木県宇都宮市本町5-12



講演者
泌尿器科専門施設
「かんとうクリニック」院長
菅藤 哲先生

妊活レシビ講師
食育指導士
大門 佳代子さん

Special Guest

放送作家
鈴木おさむさん
千葉県千代田出身。高校時代に放送作家を志し、19歳で放送作家デビュー。バラエティを中心に数々のヒット番組を手がける。TBS「フスの瞳に恋してる」シリーズはベストセラーに。2002年森三中の大島美幸さんと結婚、昨年第一子誕生。映画「ONE PIECE FILM Z」やドラマ「生まれる。」の脚本、小説や絵本「ママへのちょっと早めのラブレター」の執筆、舞台の演出、ラジオパーソナリティ等でも幅広く活躍。

企業パネリスト
ヤマゼンコミュニケーションズ株式会社
山本 果奈さん

コーディネーター
RADIO BERRY アナウンサー
井出 文恵

第2回 大田原市

～テーマ～
ステップ2 おしえて!
高度不妊治療
仕事と治療・お金のこと

日程 2016年11月6日(日)
PM1:00～PM4:00
(PM12:30より受付)

会場 KATSUTAYA
栃木県大田原市中田原2082-3



講演者
中央クリニック
不妊カウンセラー
浜崎 京子先生

妊活レシビ講師
食育指導士
大門 佳代子さん

Special Guest

プロゴルファー
東尾 理子さん
福岡県出身。8才でゴルフを始め、99年にプロテストに合格。プレーヤーの枠にとどまらず、試合の解説やレポーター等の分野で活躍。2009年末に石田純一さんと入籍。その後TGP(Trying to Got Pregnant 妊娠しようとかんがっている略)を提唱し、多くの女性からの支持を得る。2013年4月にはマタニティライフや出産を通じて輝いた女性に送られる「第1回マタニティ・オブ・ザ・イヤー」を受賞。

企業パネリスト
ビューティアドリエグループ
総業有限会社 代表取締役社長
郡司 成江さん

コーディネーター
RADIO BERRY アナウンサー
井出 文恵

第3回 小山市

～テーマ～
ステップ3 妊活と社会・仕事
上手な付き合い方
仕事と夫婦の絆

日程 2016年12月4日(日)
PM1:00～PM4:00
(PM12:30より受付)

会場 ザ・ライヴラリー
栃木県小山市東城南2-3-1



講演者
NPO法人 Fine
理事
野曾原 誉枝さん

妊活レシビ講師
料理研究家
越石 直子さん

Special Guest

女優
矢沢 心さん
東京都出身。高校時代に、「egg」読者モデルとなる。その後、デビュー。2007年に元格闘家の麻波斗さんと結婚。5年にわたる妊活を経て、2012年6月に待望の長女を出産。自身の妊活をつづけた「ベビ待ちゴコロの支え方」が好評発売中。

企業パネリスト
キリンビールマーケティング株式会社 栃木支社長
神元 佳子さん

コーディネーター
RADIO BERRY アナウンサー
井出 文恵

参加ご希望の方は裏面の応募要項をご覧ください